

### 諸国巡見使制度について：幕府政治との関連を中心に

BABA, Ken-ichi / 馬場, 憲一

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Hosei Historical Society in Hosei University / 法政史学

(巻 / Volume)

24

(開始ページ / Start Page)

55

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

1972-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011731>

# 諸国巡見使制度について

— 幕府政治との関連を中心に —

馬 場 憲 一

## はじめに

江戸幕府は幕藩体制を維持するために、大名統制政策について特に意を注ぎ、「巡見使」制度なるものを設け、諸大名の政道を査察させたのである。

ところで、「巡見使」と一口に言っても、大別すると「御料巡見使」・「諸国巡見使」と呼ばれるものに分けることが出来るのである。

「御料巡見使」は、全国の天領に江戸時代中期頃までは随時派遣せられていたところの巡見使であった。そして、「諸国巡見使」は一般によく知られているところの巡見使であり、將軍の代替りごとに（それは五代將軍綱吉以後に当該するが）全国の私領・天領に一樣に派遣せられていたものであった。

従来、この諸国巡見使に関する論文は少なくないが、そのほとんどが巡見先の史料紹介を中心としたものであり、江戸幕府の制度としての諸国巡見使について扱った論文は決して多くあるとい

諸国巡見使制度について（馬場）

うことは出来ない。<sup>(3)</sup>

そして、この少ない研究論文の中で諸国巡見使の果たした役割について述べている論文もあるが、それは諸国巡見使派遣が幕府の政策の中に如何に反映したか。すなわち幕府を中心に行われる時々の政治の中で、諸国巡見使の派遣と実際の政治とのつながりが如何なるものであったのかという点や、江戸幕府の中の諸国巡見使制度の位置づけという問題を等閑にして論じていたきらいがある。

つまり、今日までの諸国巡見使に関する研究上の欠点とも言うべきものは、諸国巡見使が現実の幕府政治を無視した形での制度的方面からのみ追求されており、その諸国巡見使派遣と現実の幕府政治との関連が明確に論じられていないということである。

その為、本稿に於ては、江戸幕府の諸国巡見使の制度としての確立とその制度の終焉、及びその初期に於ける派遣の目的・結果を通して諸国巡見使派遣と実際の幕府政治との関連について述べ、併せて諸国巡見使派遣の役割・意義について考えて行くこと

にする。

## 一 制度の確立

諸国巡見使は江戸時代二六〇余年の間に

寛永十(一六三三)年一月六日<sup>(4)</sup>

寛文七(一六六七)年閏二月二十八日<sup>(5)</sup>

天和元(一六八一)年三月一日<sup>(6)</sup>

宝永七(一七一〇)年三月一日<sup>(7)</sup>

享保元(一七一六)年九月一日<sup>(8)</sup>

延享三(一七四六)年一月十五日<sup>(9)</sup>

宝曆十(一七六〇)年八月二十八日<sup>(10)</sup>

天明八(一七八八)年四月一日<sup>(11)</sup>

天保九(一八三八)年二月十九日<sup>(12)</sup>

の各年度に派遣されており、その派遣回数は全部で九回であった。

ところで、この諸国巡見使の制度としての確立であるが、その派遣の初めが寛永十(一六三三)年ということになっているために、諸国巡見使制度の確立も、この寛永十年の派遣時からのように思われている。

しかし、各々九回の諸国巡見使に任命された者たちの派遣時の現職・石高・派遣地を見て行くと、寛永十年派遣の場合と他の八回の諸国巡見使派遣とは、派遣者の現職・石高・派遣地の点で大変差異があるようである。

すなわち、寛永十年派遣の場合は、他の年度と同様三人一組で指定の派遣地へ派遣されているが、その各々の組の構成は現職を何も持たなく石高一万石以上二万九七〇〇石以下の大名一名と、現職が使番・書院番(或は小姓組番)で、各々の石高が最高五五〇〇石、最低二〇〇石の者各一名を加えた計三名で夫々の組は構成されている(表[1]参照)。そして、他の派遣年時の派遣者の組構成が、かならず使番・書院番・小姓組番の各一名計三名で夫々の石高が最高三〇〇〇石から最低五〇〇石というのと比べると非常に対照的である(表[2][3][4]参照)。

又、指定派遣地も、寛永十年派遣の場合は全国を六つの巡見区域に分けているのに対して、寛文七(一六六七)年派遣の場合には全国を八つの巡見区域(うち二つは浦々の巡見)に分けている(表[1][2]参照)。そして、それ以降の天和元(一六八一)年の派遣時からは正確に全国を八つの巡見区域に分け、諸国巡見使を各々の指定巡見区域へ派遣して(表[3][4]参照)、指定派遣地についても寛永十年派遣の場合は他の派遣時と異なることがわかる。さらに諸国巡見に派遣された者たちの派遣時に於ける平均年齢も、寛永十年派遣の場合には四十九・二歳となり、他の派遣年時の派遣者平均年齢と比べて四つも高齢となっている。<sup>14)</sup>

すなわち、以上述べて来た諸国巡見に遣わされる者たちの現職・石高・派遣地、さらに平均年齢などの点から各派遣年時を比較してみると、諸国巡見使が制度として確立したのは、明らかに寛文七年の派遣からということになる。そして、この時期は、ちょうど江戸幕府の戦国的職制、所謂「庄屋したて」が幕藩体制に

表〔1〕 寛永10(1633)年諸国巡見使一覽表

氏名	派遣地	現職	石高	派遣時年齢
小出三尹	関東	なし	1万石	45
永井白元		使番	3530石	62
桑山貞利	五畿・南海	書院番	5500石	38
溝口善勝		なし	1万4000石	50
川勝広綱	九州	使番	3570石	55
牧野成常		書院番	1000石	47
小城出吉	九州	なし	2万9700石	44
能勢信茂		使番	1000石	56
市橋頼隆	中国	書院番	1530石	46
柘橋正時		なし	1万8000石	59
村越正重	北国	使番	1400石	50
桑山直直		小姓組番	1000石	45
徳林山一	奥州・松前	なし	1万3000石	56
分部光信		使番	1240石	46
大河内正勝	奥州・松前	書院番	2000石	?
松田勝正		なし	2万石	43
		使番	200石	55
		書院番	1000石	44

表〔2〕 寛文7(1667)年諸国巡見使一覽表

氏名	派遣地	現職	石高	派遣時年齢
溝口信勝	豆・駿・遠・三・尾	使番	2000石	46
堀親泰		書院番	2000石	34
川勝広有	濃・信・甲・飛	小姓組番	1570石	37
藤堂正信	山城・大和・河内・	使番	1000石	51
堀直嘉	和泉・摂・紀・土佐	書院番	1000石	48
岡野真依	讃岐・伊予	小姓組番	1200石	?
井戸幸弘	二豊・二筑・日向・	使番	1000石	46
青山正康	大隅・薩摩	書院番	1600石	35
稲葉正定	壹岐・対馬	小姓組番	1000石	35
徳永昌崇	薩摩・三備・安芸・	使番	2000石	42
市橋長綱	周防・長門・石見・	書院番	1700石	32
甲斐正親	出雲・伯耆・美作・因	小姓組番	2500石	41
神保正利	・隠岐	使番	1700石	?
佐々隆直	但馬・丹波・若狭・	書院番	1100石	54
松平正章	三越・加賀・	小姓組番	1000石	37
	能登・佐度	使番	1250石	58
	出羽・陸奥・	書院番	1000石	41
	松前	小姓組番	1000石	36

坂井成令	〔江戸より大坂に至る〕 浦々の陸路 〔西海道及び山陽道の〕 国々の海辺	船手頭	1000石	?
伴重長		船手	520俵	?
向井政興		書院番	500俵	41
高林直重		大坂船手頭	800石 200俵	?

表〔3〕 天和元(1681)年諸国巡見使一覽表

氏名	派遣地	現職	石高	派遣時年齢
有馬則故	〔武蔵・相模・伊豆・ 両野・両総〕	使番	3000石	57
駒井親行		書院番	1800石	39
岡田善紀	〔常陸・安房〕	書院番	1200石	31
渡辺均		使番	1000石	?
宮崎重清	〔三河・駿河・遠江・ 尾張・伊勢・伊賀〕	小姓組番	2000石	36
武藤秀信		小姓組番	510石	46
久留島通貞	〔甲・信・飛騨・美濃〕	使番	1000石	49
猪飼正冬		書院番	1100石	?
永田重種	〔五畿・紀伊・ 但馬・播磨〕	書院番	1200石	37
駒井昌勝		使番	1870石	47
小田切直利	〔丹波・丹後〕	小姓組番	1630石	32
水野守重		小姓組番	500石	43
奥戸川忠信	〔阿波・讃岐・ 淡路・土佐〕	使番	2800石	37
柴田康能		書院番	1500石	32
高木定清	〔二肥・志岐・対馬・ 五島・薩摩〕	小姓組番	1000石	43
服部貞治		使番	1000石	50
佐橋住成	〔因幡・伯耆・隠岐・ 出雲・石見・長門〕	小姓組番	1200石	49
大中根正武		小姓組番	1000石	30
内藤忠広	〔周防・芸・美作三備〕	書院番	1000石	29
保田宗郷		使番	3500石	36
佐々成澄	〔近江・若狭・ 加賀・能登〕	小姓組番	1050石	?
飯河信順		小姓組番	500石	47

表〔4〕 宝永7(1710)年諸国巡見使一覽表

氏名	派遣地	現職	石高	派遣時年齢
角南国通	〔武蔵・相模・伊豆・ 両野・両総〕	使番	1000石	42
永田直清		小姓組番	1200石	31
本田正方	〔常陸・安房〕	書院番	750石	39
梶正容		使番	1000石	42
田中忠理	〔三河・駿河・遠江・ 尾張・伊勢・志摩〕	小姓組番	1000石	?
川口平宗		書院番	1700石	61

黒岩	川瀬	正氏	増昌	因幡	伯耆	隠岐	使	番	1800石	41
岩森	瀬川	長成	定久	石見	長門	周防	小	組	1700石	50
宮寛	川崎	成正	久尹	安芸	美作	三備	書	院	700石	38
堀小	切	直正	尹方	阿波	讃岐		使	番	2000石	37
田小	屋	直正	方広	淡路	土佐		小	組	1500石	49
土永	井	直正	直弘	伊予	二豊		書	院	1200石	52
伏山	見	白為	直信	大隅	日向	二筑	使	番	2930石	31
山久	本	忠為	信旨	二肥	老岐	対馬	小	組	2000石	45
大島	田	守端	泰恒	五島	薩摩		書	院	3030石	42
高井	井	為勝	清勝	五畿	紀伊		使	番	1500石	59
寛井	井	勝郷	郷如	但馬	播磨		小	組	1050石	45
細北	新	氏正	治	丹波	丹後		書	院	750石	39
				近江	若狭		使	番	1800石	49
				加賀	能登		小	組	1020石	45
				佐渡	三越		書	院	1480石	48
				奥羽	松前		使	番	1200石	46
				蝦夷			小	組	1100石	45
							書	院	1460石	31

註 表〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕は「徳川実紀」「新訂寛政重修諸家譜」により作成した。

適合的な職制に改変される時期にあっており、幕府の職制整備と共に諸国巡見使の制度も、この寛文七年の派遣時に確立されたものと思われる。

## 二 派遣の目的とその結果

### (一) 寛文七年の派遣

はじめに寛文七年の諸国巡見使派遣の目的について見て行くことにする。その寛文七年の諸国巡見使の出発前に幕府より諸国巡見使に出された「覚」<sup>(16)</sup>によると、

国廻衆え被<sub>レ</sub> 仰渡<sub>二</sub>覚

- 一 御料私領共に町在々所々、仕置善悪可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>之事、
  - 一 きりしたん宗門之仕置、常々無<sub>二</sub>油断<sub>一</sub>申付候哉、并盜賊等之仕置其所々のもの存知候様相<sub>二</sub>尋<sub>一</sub>之、様子可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>之事、何によらず、近年運上に成、其所々諸色高直ニて迷惑仕儀有<sub>レ</sub>之哉、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>之事、
  - 一 公儀御仕置と替たる事有<sub>レ</sub>之哉、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>之事、
  - 一 買置いたし、しめ売仕候もの有<sub>レ</sub>之哉、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>之事、
  - 一 金銀米錢相場可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>之事、
  - 一 公事訴訟目安一切被<sub>二</sub>請取<sub>一</sub>間敷事、
  - 一 高札之写不<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>置<sub>一</sub>之所は、向後立<sub>二</sub>置<sub>一</sub>之、文字不<sub>レ</sub>見節は、又改可<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>置<sub>一</sub>之旨、家数多所々ニて可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申渡<sub>二</sub>事、
- とあり、その派遣で諸国巡見使が視察すべき要点を八ヶ条記してある。

つまり、これら視察要点を記した「覚」から明らかのように、

寛文七年の諸国巡見使の派遣の目的は、①天領・私領の仕置の善悪。②キリシタン宗門の仕置の様子ならびに盜賊等の仕置の様子。③連上・物価高での迷惑の有無。④幕府の仕置と各藩の仕置と相違する点があるかの有無。⑤買置・占売の有無。⑥金銀米銭の相場。⑦高札の写しを確実に掲示する事など七ヶ条の調査・監督にあったのである。

さらに寛文七年の諸国巡見使の中で、江戸より大坂に至る国の浦々巡見をした使者に対しては、その視察要点を次のように示しているのである。

覚<sup>(17)</sup>

一 (省略：前掲史料第七条目と同文)  
一 諸浦仕置之善悪并困窮鄉村於有之は、子細可被承之事、

一 浦方舟役連上役等之儀、可被承之事、

一 (省略：前掲史料第二条目と同文)

一 浦々湊々におゐて、此案文之通、重て高札可被立之間、

堅可相守之旨、御料私領共に庄屋、五人組、船主舟宿等に可被申付之事、

一 浦々舟数水主数可被承之事、

一 其所より江戸・大坂え之舟賃、可被承之事、

一 (省略：前掲史料第五条目と同文)

一 遠州御前崎之山と、豆州小浦之浦の山と、此両所燈明を立可然候哉、可有見分之事、

一 (省略：前掲史料第四条目と同文)

一 浦々湊々におゐて、弥博奕惣て賭之諸勝負不可仕、并遊女一切拘置間敷旨、庄屋、五人組、舟宿等に堅申付之、手形いたさせ可被申事、

つまり、調査・監視の対象は、①浦の仕置の善悪と困窮の様子。②浦方舟役・運上役について。③高札遵守。④浦々の船数・水主数。⑤その場所から江戸・大坂への舟賃。⑥遠州御前崎の山と豆州小浦の湊の山に灯明を立てるべきかという事。⑦浦、湊での博奕および遊女を拘え置かないことなどであり、この時の浦々巡見の派遣目的が、これらの調査・監視にあったことは明らかである。

ところで、寛文七年の諸国巡見使の派遣の場合、その派遣の時期は、ちょうど寛文年代という江戸幕府権力の確立期にあつたのである。

すなわち、幕府がその権力を集中し大名支配体制の確立を旨とする時期であり、大名の統制を強力に推し進めていた時期にあつている。その為、諸国巡見使派遣の目的の第一は、当然、右の幕府から諸国巡見使に出された「覚」からもわかるように、大名治政の一般的検査という事が主な目的となつていたのである。

しかし、ここで注目しなければならないのは、それら大名治政の調査・監視と共に、寛文七年の派遣時には、全国の金・銀・米・銭の相場について諸国巡見使に調査させているという事実である。

つまり、諸国巡見使の目的にこの調査事項を入れ全国各地の市場・相場調査を行なつたのは、明らかに江戸幕府に於て全国の物

価の総体を把握し、それに基づいて物価騰貴への対策をたてようとしたものであって、この時の派遣目的が大名治政の調査ということだけでなく、江戸幕府の物価対策をたてるための全国的な調査をも含んでいたということも出来る。さらに、全国の買置・占売の有無調査など諸国巡見使の目的は、江戸幕府の経済政策の上にも重要な関係を持っていたものと推察される。

又、浦々に巡見使を派遣し、舟数・水主の数および江戸・大坂への舟賃の調査、さらには灯明を立てる場所の検分などは、この時期に活発になってくる江戸・大坂間の海運航路の施設の整備や強化のためにとられた幕府の実態調査と思われ、こんな点にもその派遣の目的があったものと思われる。

次に、この寛文七年の諸国巡見使派遣の結果について見て行くことにする。寛文七年に派遣された諸国巡見使の目的は、すでに述べたように、主に江戸幕府権力が確立する上での大名支配体制の強化であり、その派遣の結果は、次の大名改易事件に見ることが出来る。

すなわち、寛文八（一六六八）年二月二十七日に、肥後島原の高力隆長が所領三万七〇〇石を改易された事件である。それは『徳川実紀』によると、高力隆長が、

「明暦二年二月八日家つきしより奢侈につのり。領地の政事あしく。非理の課役をかけ。四民をくるしむるのみならず。家士等虐使に堪ず。さきに鎮西の国々巡視の御使つかはされし時。領民共隆長が虐政にくるしむよし訴ふる者少からず。」<sup>(19)</sup>

ということであって、前年（寛文七年）に派遣された諸国巡見使

一行が、高力隆長の領民から受けとった訴状を幕府に報告した結果、この高力隆長が改易されたのである。

ところで、寛文七年諸国巡見使派遣の結果は、私の調べたかぎりでは、これ一つしか見当らなかったが、高力隆長の改易事件は江戸幕府の大名支配体制確立の上からすれば、これは大きな意味を持ってくるようである。

つまり、それらの事は、高力隆長が改易された翌日に、將軍家綱が諸大名を集めて、

「こたび高力左近大夫隆長。領国の民をくるしむるつみ。もつともかろからず。よて国除かる。隆長が外にも猶政蹟よろしからぬ聞えなきにあらず。各前幣を改め。維新の政を行ふべきむね」<sup>(20)</sup>

を命じ、幕府が高力隆長の改易を例にとつて、諸大名の領国支配を牽制し、江戸幕府の大名統制政策の効果を期そうとしている点に窺うことが出来る。

すなわち、寛文八年二月二十七日の高力隆長改易事件は、以上述べたところの江戸幕府の大名統制政策遂行の上で重要な役割を演じていたのであり、又、それらの点からして寛文七年の諸国巡見使派遣の結果は、非常に大きな意味を持っていたということが出来る。

## (二) 天和元年の派遣

では次に、天和元（一六八一）年諸国巡見使派遣の目的と結果について、その具体例を挙げながら述べて行くことにする。

ところで、天和元年の諸国巡見使派遣の目的が如何なるもので

あったかは公表されることがなかったので、それを知ることが出来ない。しかし、天和元年派遣の諸国巡見使の觀察要点については、奥羽遠野南部家の「国体実陰成るか、虚陽成るか。」に始まる史料によると、

- ① 国主賢愚之事
- ② 諸役人邪正之事
- ③ 土風善悪之事
- ④ 農民見切之事
- ⑤ 工商見切之事
- ⑥ 城地海岸遠近之事
- ⑦ 海防手当之事

の以上七点が、その調査対象であったと記されている。<sup>(21)</sup>

すなわち、これらの調査対象から見ても明らかなように、天和元年の諸国巡見使の派遣目的は、やはり前回の派遣と同様、大名治政および軍備の調査にあったのである。

そして、これらの目的を持った諸国巡見使が各地に派遣された結果、奥州庄内藩の郡代・高力忠兵衛は同年（天和元年）五月十八日、その悪政を彼の領民半兵衛から当地に来た諸国巡見使に訴えられ、同年九月庄内藩から処罰を蒙っている。<sup>(22)</sup>

又、『徳川実紀』の天和元年六月二十日の条には「越後騒動」の由来が記されているが、その中には、

「こたびつかはされし巡察使に。其所領の民訴状をさづけ。美作が虐政をなげくことも度々なり。<sup>(23)</sup>」

と記されていて、高田藩の領民が藩の政治が悪いので、諸国巡見

使に訴状を提出したことがわかる。つまり、この時、高田藩では家老・小栗美作がその政策を担当していたが、その政治に対し領民が不満を示し、小栗美作の虐政を、ちょうどその時派遣された諸国巡見使に訴えている。<sup>(24)</sup>そして、この諸国巡見使の報告によって、將軍綱吉は親裁を下して藩主松平光長を改易している。

さらに、天和元年諸国巡見使派遣の結果、天和二（一六八二）年二月二十二日には、

「本多出雲守政利。本多越前守利長。常に領内の治め方よからず。其上こたび巡見使派遣はされし時。ひが事ありし<sup>(25)</sup>」

という事で、本多政利は播州明石六万石を、本多利長は遠州横須賀五万石を、各々収公せられているのである。<sup>(26)</sup>

尚、以上述べてきたのは、主に諸国巡見使が全国に派遣された結果、諸大名が改易或は減封された場合についてであったが、その他派遣の結果として天和元年派遣の諸国巡見使から、

「駿州富士郡今泉村の農民五郎右衛門と云るもの。父母に孝を尽し。姉弟に睦じく。そのうへ年のみのりあしき時には。己が儲蓄を散じて。近郷の者の飢餓を賑救する<sup>(27)</sup>」

旨の報告を將軍綱吉が受け、大変感心して天和二年三月十二日に、その篤行をした五郎右衛門の所持している田地九十石の賦税・徭役を免除するというような場合もあった。<sup>(28)</sup>

以上、天和元年の諸国巡見使派遣の目的と結果について見てきたが、これらの派遣によって諸大名を改易・減封し、又、篤行をした者を賞したことは、この時期が、所謂綱吉による「天和の治」の初政であったことにも起因するものであろう。

つまり、「天和の治」の特色は、將軍權力を強化し独裁専制体制を確立せんとする綱吉の政治方針に基づき行なわれたものであり、<sup>(29)</sup>「賞罰嚴明」政策によって藩代門閥層を圧迫し、將軍の權威を著しく高めると共に、一方、支配機構の末端の代官を肅正し財政収入を増大させ、農民支配の強化をはかることにあったのである。<sup>(31)</sup>そして、それは、さらに文治的政治の進展のため、儒教的な民衆観・生活理念に根ざす政策も打ち出されていたのである。<sup>(32)</sup>

その為、天和元年派遣の諸国巡見使は、それらの政治方針によって巡見の効果をあげることを期待されていたのである。そして、先に述べた派遣の諸々の結果からわかるように、天和元年派遣の諸国巡見使は全国各地の大名領の治政を査察しその政治の善悪を正し、その「天和の治」の政策を忠実に履行していたものと解せられ、その派遣による目的を十分に果していたものと推察されるのである。

### (三) 宝永七年の派遣

宝永七年の諸国巡見使の目的は、それら諸国巡見使たちの帰任後に、將軍家宜が彼ら諸国巡見使の報告として「国郡の治否ことふくく聞<sup>(33)</sup>」いたという事実からもわかるように、やはり大名領の治政調査・監視にあったことは明らかである。

ところで、讃岐国小豆島の高松藩預所の池田村では、その時（宝永七年）の派遣で使番・宮崎七郎右衛門など三人の使者を迎えたが、当時、村が

「元禄二年ヨリ新御檢地被<sup>(34)</sup>為<sup>(35)</sup>仰付<sup>(36)</sup>御取増、殊人数多罷成候  
今日暮兼義義仕、水主ニも可<sup>(37)</sup>被<sup>(38)</sup>成者大阪川動、伊勢・尾張頼

諸国巡見使制度について（馬場）

働、九州材木山、武家方・町方奉公仕、御年貢等漸々上納仕候、宿ニ居候者老人女子共ニて御座候得べ、今日之持も得不<sup>(39)</sup>仕、難義至極<sup>(40)</sup>」

という状態であったので、宝永七年七月十九日池田村の与次左衛門・彦兵衛が同村を代表して、六ヶ条からなる訴状を、その時の諸国巡見使一行に提出し新税の苛政を訴えているのである。そして、その諸国巡見使はこの訴状を受け取り、池田村の者に安心して待っているように述べている。だが、その訴えは、後年正徳二（一七一二）年三月にこの訴状の提出に関連した者を讃岐国から追放するという結果に終わっているのであって、池田村住民の声は幕府には聞き届けられていないのである。

このような事は、同年（宝永七年）七月長州長府藩に派遣された諸国巡見使の場合にも見られるのである。つまり、長府藩の場合も藩家老の領地の百姓が訴状を諸国巡見使に差し出したが、その訴えは幕府に聞き届けられずに、却って訴状提出者が入牢させられるという結果に終わっている。<sup>(35)</sup>

そして、これらの結果は、宝永七年派遣の諸国巡見使の帰任後の報告を聞いて、幕府が諸国の代官・大名に対して指示した「触書」に、

「御料私領の間其善政特に著れ聞ゆる所なく、大抵風俗衰へ、政事煩しく、四民一つに困窮ニおよぶ由被<sup>(41)</sup>聞召<sup>(42)</sup>、御憂慮尤浅からざる所也、雖<sup>(43)</sup>然 御代始の日猶<sup>(44)</sup>近<sup>(45)</sup>く、且は、思召御旨有<sup>(46)</sup>之によりて、いまた御礼問の事あらず、」<sup>(36)</sup>

とある方針にそってとられた結果であったと考えられる。つま

り、家宣がその將軍職に就任してからまだ日が浅いから、天領・私領で善政が行なわれていなくても別に咎める事はしないという幕府の方針に従ってとられた措置だったわけである。

尚、この宝永期から次の正徳期にかけては、幕府にあっては間部詮房・新井白石による儒教の仁政に立脚する文治主義的な政治が行なわれていた時期であり、当然大名統制の上にもその傾向が現われていたのである。<sup>(37)</sup>

その為、宝永七年の諸国巡見使派遣の場合は、それ以前の天和元年諸国巡見使の派遣の場合の処置よりも、大名統制の上にもその温情的な政策がとられ、以上のような領主の悪政に対しても、直ちに改易を断行するような方策が幕府によってとられるようなことがなかったものと思われるのである。

さて、以上の宝永七年の諸国巡見使の派遣の場合は、大名を改易するような事がなかったため、一応その諸国巡見使派遣は幕府政治の中で十分なる効果を示すことはなかったように思われる。しかし、先にも述べたごとく、全国の天領について、

「其善政特に著れ聞ゆる所なく、大抵風俗衰へ政事煩しく、四民一つに困窮ニおよぶ」

ということを、その諸国巡見使の派遣によって把握し得たとすれば、以後の幕政展開の上で重要な意味を持つてくるものと考えねばならない。

すなわち、彼ら諸国巡見使の視察報告によって全国各地の治政の様子を知った事は、幕府が、以後の大名支配と農民支配との政策を推進させて行く上で重要な手がかりを得たものと考えられ

るのであって、これらの点からすれば宝永七年の諸国巡見使派遣も、やはり前回派遣の場合と同様、幕府政治の中で十分な成果を上げたものと思われるのである。

### 三 制度の終焉

江戸幕府の諸国巡見使は、すでに述べた如く寛文七（一六六七）年の派遣時に制度として確立したと思われるのであるが、その後、天保九（一八三八）年、十二代將軍家慶の時の派遣を最後にその派遣は行われなくなったのである。つまり、五代將軍綱吉以後、將軍職就任と時を前後してかならず派遣されていた諸国巡見使は、十三代家定・十四代家茂・十五代慶喜の代には、その派遣は行われていなかった。その為、次にそれらの代に派遣されなかった理由について見て行くことにする。

十三代家定の代に派遣されなかった理由は、家定が將軍職に就任した翌年の安政元（一八五四）年十二月十八日付で、幕府より出された「御書付」によると、

「当時海岸御備御手当向、片時も難被差延候時節、諸家ニ於ても防禦手向専務之折柄、入費も不<sub>レ</sub>少<sub>ニ</sub>（中略）<sub>ニ</sub>然ル処諸国巡見、御先例之通近々被差遣候而、諸家一般莫太之失費も弥相増<sub>ニ</sub>（中略）<sub>ニ</sub>諸国地震或ハ津浪等ニ而居城其外住居向并在町等迄及ニ大破候向も不<sub>レ</sub>少哉ニ相聞、是又莫太之失費ニ而、銘々可<sub>レ</sub>為難儀ト被思召候ニ付、諸国巡見之儀ハ、

来ル巳年迄も御猶予被遊<sub>ニ</sub><sup>(38)</sup>というものであった。

つまり、この「御書付」によると、その時派遣を幕府が行わなかった理由は、当時海防や災害で財政出費が多い諸大名に、諸国巡見使の派遣によって、さらに相当の経済的負担をかけることと思われ、それを防ぐために幕府は諸国巡見使の派遣を安政四（一八五七）年まで延期するということであった。<sup>39)</sup>

さらに、家定の次に將軍職に就いた十四代家茂の時に至っても、安政五（一八五八）年十二月八日付で幕府より安政元年と同旨の「御書付」が出され、やはり諸国巡見使の派遣は文久二（一八六二）年まで五ヶ年間延期されることになった。<sup>40)</sup>

だが、やがて幕府はその派遣延期期限がされる文久二年十一月二十九日（將軍は同じく家茂）に至って、

「御代替に付、来亥年より諸国巡見之儀可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候处、此程厚御趣意を以參勤之期限猶予被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候折柄に付、差定り候巡見之儀は御指止相成候……」<sup>41)</sup>

という「触」を諸大名などに出して、將軍代替りでの諸国巡見使の派遣を初めて中止する旨を明らかにしている。

そして、十五代慶喜の代に至ると、彼が將軍職に就任した翌年の慶応三（一八六七）年九月二十一日に、やはり諸国巡見使派遣についての「触」が發布されている。それによると、

「御先格之通可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差遣<sub>一</sub>处、当今諸家之疲弊をも被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>厭候折柄御趣意有<sub>レ</sub>之、御代替に付而之巡見は不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差遣<sub>一</sub>候」<sup>42)</sup>

というものであった。つまり、この時期に至って、ついに幕府は従来の將軍代替りについての諸国巡見使の派遣を停止するという方針を明らかにしたのである。

#### 諸国巡見使制度について（馬場）

すなわち、以上見て来たように、十三代家定、十四代家茂の代には、將軍代替りに於て諸国巡見使を派遣する意志は十分あったのであるが、諸大名の災害などによる経済的疲弊および諸国巡見使送迎に伴う出費を幕府が考慮したために、延期につぐ延期を繰返し、ついにその派遣を見なかったのである。

そして、同時に政治的には国の内外が益々多事となる時期を迎えていた為、その諸国巡見使派遣はいよいよ困難となり、ついに慶喜の時に至って、その派遣は停止されることになったのである。つまり、従来將軍代替りに伴って行われていた諸国巡見使派遣の方針は、ついにこの時に至って放棄せられたのであって、江戸幕府の諸国巡見使の制度はこのような情勢の中で、ついにその終りを告げたのであった。

#### おわりに

以上、諸国巡見使の制度としての確立、その初期に於ける派遣目的・結果、及びその制度の終焉について具体的に見て来たのであるが、初期にあつては諸国巡見使派遣と実際の幕府政治との関連が非常に緊密であつたことが窺われる。

そして、この期間―幕藩体制確立期―にあつては、幕府の政策が全国の大名治政を査察し大名統制政策を強力に推進させることにあつた為、前述した寛文七年、天和元年、宝永七年いずれの諸国巡見使の派遣の場合も、その派遣の目的は大名治政及び軍事の調査・監督にあつたのである。

ところで、寛文七年の場合は、すでに述べたごとく、以上の外

に江戸幕府による諸政策（経済政策・運輸政策）などを立案する上での全国調査ということも派遣目的の中に含まれており、幕府政治との関連は特に密接であった。さらに、その他、綱吉の「天和の治」の「賞罰嚴明」政策と天和元年の諸国巡見使派遣との関係、「正徳政治」の儒教的理想主義政治と宝永七年の諸国巡見使派遣との関係などは、特にその派遣の結果から見ても幕府の政策が如実にあらわれているために、現実の幕府政治との関連は非常に密なるものがあつたと推せられる。

すなわち、以上述べて来たように初期に於ては、諸国巡見使は幕府の政策・方針にそつて派遣され、その派遣の結果は、よく幕府政治の上に反映して、その為、大名領に於てはその査察の結果が改易・減封となつてあらわれ、その初期に於ける諸国巡見使派遣が果たした役割は、非常に大きかつたと思われる。

つまり諸国巡見使派遣は、確立期の江戸幕府政治を維持・発展させて行く上で実質的に大きな役割を果しており、そこに諸国巡見使派遣の意義があつたと考えられるのである。

## 註

(一) 管見によれば、御料巡見使は寛文年間までは派遣される者の役職は使番・書院番・代官・目付などと一定せず、派遣地も主に関東・畿内の天領であつた。しかし、元禄年間以降になると派遣される者は御勘定・支配勘定・御徒目付の各役職に属する者と一定し、派遣地も全国の天領がその対象となつている。尚、私の調べたかぎりでは江戸時代二六〇余年の間に二十一回の派遣があつた。

(2) 松野耕陽「江戸時代の巡検使史料(上)(下)」飯山藩に於ける実例―(『信濃』第四卷一〇号、一一号)、北村清士「巡見使の岡藩査察につきて」(『大分県地方史』第一七一―二〇合併号)、板沢武雄「諸国巡見使とその実際」(『日本歴史』第一六三号)、平沢清人「私領の村々への幕府の巡見」(『信濃』第一七卷三号)、井上金次郎「資料より見たる田辺藩巡見使と其周辺(上)(下)」延享、宝曆、天明、天保の時点―(『舞鶴地方史』第八、九号)

(3) 山崎貞一郎「江戸幕府の巡見使について」(『瀧川博士選歴記念論集』2日本史編)、滝沢武雄「巡見使の制度について」(『史観』第六五、六六、六七合併号)、同「巡見使についての一考察」(弘前藩日記による研究)、『早稲田大学高等学院研究年誌』七)などがある。

(4) 『大猷院殿御実紀』卷二十二(『新訂増補国史大系』第三十九卷 五八一頁)

(5) 『嚴有院殿御実紀』卷三十三(『新訂増補国史大系』第四十一卷 六〇二頁)

(6) 『常憲院殿御実紀』卷三(『新訂増補国史大系』第四十二卷 四〇三頁)

(7) 『文昭院殿御実紀』卷五(『新訂増補国史大系』第四十四卷 八六頁)

(8) 『有徳院殿御実紀』卷三(『新訂増補国史大系』第四十五卷 三三三頁)

(9) 『惇信院殿御実紀』卷三(『新訂増補国史大系』第四十六

## 卷 三三二頁)

- (10) 『淡明院殿御実紀』卷一(『新訂増補国史大系』第四十七卷 一六頁)

- (11) 『文恭院殿御実紀』卷四(『新訂増補国史大系』第四十八卷 六四頁)

- (12) 『慎徳院殿御実紀』卷二(『新訂増補国史大系』第四十九卷 三四九頁)

- (13) 『御当家令條』(『近世法制史料叢書』2 一八四頁)

- (14) 派遣者平均年齢は『新訂寛政重修諸家譜』の記事より計算によって求めた。その他の年時の派遣者平均年齢は寛文七年四十二歳、天和元年四十・八歳、宝永七年四十三・二歳、享保元年四十五・一歳、延享三年三十九歳、宝暦十年四十二歳、天明八年四十三・七歳となる。

- (15) 北島正元『江戸幕府の権力構造』四八一頁

- (16) 『御当家令條』(『近世法制史料叢書』2 一八五頁)

- (17) 『同 右』一八五―一八六頁

- (18) 荒居英次『幕藩制社会の展開過程』三六二頁

- (19) (20) 『嚴有院殿御実紀』第三十六(『新訂増補国史大系』第四十二卷 七頁)

- (21) 「御巡見上り申扣一通」(板沢武雄『前掲註』(2) 論文 一三三頁)

- (22) 『酒井世紀』(『山形県史』卷二 四二八―四二九頁)

- (23) 『常憲院殿御実紀』卷三(『新訂増補国史大系』第四十二卷 四一五頁)

諸国巡見使制度について(馬場)

- (24) 三上参次『江戸時代史』上巻 五九七―五九八頁

- (25) 『常憲院殿御実紀』卷五(『新訂増補国史大系』第四十二卷 四三七頁)

- (26) 『総合国史研究要覧』の近世大名表によると本多政利は減封され一万石で陸奥岩瀬へ、本多利長は減封され一万石で出羽国へ各々転封されている。

- (27) 『常憲院殿御実紀附録』卷上(『新訂増補国史大系』第四十三卷 七三三頁)

- (28) 『常憲院殿御実紀』第五(『新訂増補国史大系』第四十二卷 四四〇頁)

- (29) 藤野保『幕藩体制史の研究』四一二頁

- (30) 藤野保『同 右』四三四頁

- (31) 北島正元編『体系日本史叢書・政治史II』一七四頁

- (32) 荒居英次『前掲註』(18) 書 三八〇頁

- (33) 『文昭院殿御実紀』卷十一(『新訂増補国史大系』第四十四卷 一七六頁)

- (34) 「訴願」(『小豆郡誌』 一一二頁)

- (35) 『毛利十一代史』第十八冊七六頁

- (36) 『御触書寛保集成』一三〇―一

- (37) 藤野保『前掲註』(29) 書 四四八頁

- (38) 『徳川禁令考』前集第三 一七〇―四

- (39) 諸国巡見使の派遣は安政四年までの延期であったが、その間の安政三年に、又、幕府より同旨の「御触」(『徳川禁

令考前集第三 一七〇五)が出され、その派遣は、さらに文久二(一八六二)年まで五ヶ年間延期された。だが、その後、安政五年十月二十五日將軍家定が薨去したために家定の代には、結局、諸国巡見使は派遣されなかったのである。

(40) 『徳川禁令考』前集第三 一七〇六

(41) 『日本財政経済史料』巻四 一三二八頁

(42) 『同右』巻四 一三二八頁

#### 附記

本稿を作成するにあたり、御助言・御指導を賜わった指導教授若生成一先生に厚く御礼申し上げますとともに、その他いろいろと御教示下さった先輩諸兄に深く謝意を表わします。

(一九七一年十二月八日成稿)

## ○八王子千人同心の研究調査

十月三十一日(日)、快晴に恵まれ、十時三十分八王子駅南口集合、三十名の参加者をもって史学研究室主催の八王子千人同心に関する研究調査が行なわれた。

当日、一行は、はじめに八王子郷土資料館に赴いて、案内者・村上直先生より八王子千人同心についての説明を聞き、続いて同館で行なわれている千人同心展を史学科先輩・野口正久氏(第一回卒)の説明を受けながら見学した。

昼食後、千人同心の頭の一人、河野氏の古文書を所蔵している故鈴木竜二氏宅(八王子市千人町)に赴くが、途中、武田信玄の四女松姫が開いた尼寺・信松院に立寄り住職の説明を受け、開基松姫の墓や日本最古の木製軍船模型二隻(都重宝)などをも見学した。信松院見学後、鈴木家を訪れた一行は同家の御好意により二つのグループに分かれて古文書を閲覧したが、その際、村上先生より千人同心関係史料について、講読やその他こまかい注意・説明が行なわれた。研究調査は四時まで行なわれ、西八王子駅前で一行は解散した。

今回の研究調査は、史学研究室にとっては初めての試みであったにもかかわらず三十名もの参加者があり、又、古文書を見ながら説明を聞く実地調査は、参加者一同にとって非常に意義なものであった。

(文貞・馬場憲一)